

2024. 6. 28

令和6年度「脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業」に係る「指定リース事業者」の採択について

静銀リース（社長 若林紀伸）では、脱炭素社会の実現に向けて ESG リースの推進に取り組んでいます。こうした活動の一環として、環境省が認定する令和6年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）」の「指定リース事業者」に採択されましたので、その概要をご案内します。

1. ESG リース促進事業について

- 「ESG リース促進事業」とは、中小企業等がリースにより脱炭素機器を導入する場合に、リース事業者に助成を行うことでリース料の低減を行うものです。
- 静銀リースでは、本事業を通じて、地域におけるカーボンニュートラル実現をめざすとともに、地域企業の脱炭素経営の取り組みや企業価値の向上を支援するなど、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. サービスの概要

内容	①環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した際、総リース料に基準補助率（2～4%）を乗じた補助金が静銀リースに交付されます。 静銀リースは、リース料の低減を通じてお取引先へ脱炭素機器の普及を促進します。	
	②静銀リースは、ESG 要素を考慮した特に優良な取り組みを行っているため、当社とのリース契約においては、基準補助率に1%の上乗せが適用されます。	
	③お取引先が ESG 要素を考慮した特に優良な取り組みを行っている場合、極めて先進的な取り組みとして、上記①と②の補助率に加えて、さらに1%の上乗せが適用されます。	
補助率	① 基準補助率（2～4%） + ②（1%） + ③（1%） = 要件により最大 6%以下	
実施期間	令和7年3月13日までに対象物件が導入され、リース開始の手続きが完了すること	
対象物件	産業用に供される以外の脱炭素機器	・空調用設備・業務用冷凍冷設備・厨房用設備 ・医療画像機器・分析機器・ボイラ
	産業用に供される脱炭素機器	・工作機械・鍛圧機械・射出成形機 ・工業炉・建設機械・鋳造機械 ・省エネ型ダイカストマシン ・エネルギー変換設備
その他	本年度は電気自動車・燃料電池車は ESG リースの対象外となります。	

※詳細は「一般財団法人環境金融支援機構」のホームページ（<https://esg-lease.or.jp/>）をご覧ください。